

# プレスリリース配信業務仕様書

## 1 事業概要

各課が作成するプレスリリースについて、特に市の魅力向上に資するものや重要施策、認知度向上や本市を訪れる観光客の増加が期待できる市内イベント情報などについて、ワイヤーサービスを利用した情報発信を開始する。

## 2 業務名

プレスリリース配信業務

## 3 業務内容

### (1) プレスリリースの配信業務

- ・本市が発信しようとするプレスリリース及び添付資料(チラシ等の画像データ、動画データ、Word等)の各種Webメディア等への掲載・配信を行う。
- ・情報配信日は本市が指定する日とし、1か月当たりの配信件数は30件を確保できる仕様とする。
- ・プレスリリースの配信に使用するシステムは、Windows10もしくはWindows11で動作上問題なく利用でき、インターネットエクスプローラーもしくはMicrosoft Edgeがインストールされたパソコンで操作可能であるものとする。
- ・本市のリリース配信の手法等についての相談、質問等へのアドバイスを行う。
- ・なりすまし行為等による不正配信を防止するための措置を講じた配信方法を確保する。

### (2) プレスリリース配信後のクリッピング業務

- ・本市が指定したキーワードを元に、記事のクリッピングを行い、記事のタイトル、URL、広告換算値等の調査結果を一覧にまとめ、本市が常に見覧できる状態にする。
- ・掲載情報を抽出しやすいキーワード設定のアドバイスを行う。
- ・本市が掲載したリリースに対する各種情報(閲覧数、流入キーワード情報、参照元情報等)を収集し、配信後のリリースの効果測定を行う。

なお、ログインアカウント(ユーザーアカウント)については各個人ごとに付与でき、アカウントごとにアクセス制御(権限管理)できるものとする。

## 4 契約期間

本事業にかかる契約期間は令和7年度から令和9年度の3年間とし、契約については単年度ごとに行うものとする。

令和7年度の契約期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとし、令和7年度予算が本市議会において承認された場合に限り、予算の範囲内で実施するものとする。

令和8年度及び令和9年度については、令和7年度の当該業務が適正に履行が確認されると

ともに、各年度の予算が成立した場合に、令和7年度の契約業者との1者特命随意契約の締結を予定している。

## 5 支払条件

適法な請求を受けた日から30日以内に指定する口座に振り込むこととする。

## 6 問い合わせ先

尼崎市 秘書室 広報課 (担当：上野・長田)

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 (尼崎市役所中館2階)

電話：06-6489-6021 FAX：06-6489-1827

Eメール：ama-koho2@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上